

第3次上尾市子どもの読書活動推進計画(案)に係る意見書及び回答

◆市民コメント募集期間: 令和3年1月8日(金)～2月8日(月) ◆対象者: 市内に在住・在勤・在学の人 ◆意見数(人): 18件(3人[持参0人 郵送1人 メール2人 FAX0人])

上尾市教育委員会教育総務部図書館

| No. | 部 | 章 | 頁 | 意見該当項目 | 意見 | 市の考え方(回答) |
|-----|----|----|---|------------------------------------|---|--|
| 1 | — | — | | 子どもの読書活動の推進の表 | 左肩の空白の部分の縦に「役割等」横に「発達段階」などの文言が入っていたほうが良いと考えます。 | ご意見の主旨を踏まえ、校正において検討します。 |
| 2 | — | — | | 表記についての訂正 | 字句等の表記は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に合わせたほうが良いと思います。 | ご意見の主旨を踏まえ、校正において検討します。 |
| 3 | — | — | | 骨子案目次 P7 他 | p7では「子ども」と「子供」の表記があるが、区分についての説明がない。使い分けをしているならば、注釈をつけた方がよいと考えます。 | ご意見の主旨を踏まえ、校正において検討します。 骨子案についてのご意見ではありますが、本計画では今後の校正において対応します。 |
| 4 | — | — | | 骨子案目次 P3 P7 | 「図書館児童担当」と表記しなければならない理由とは何ですか。p6と同様、図書館員または図書館職員でよいと考えます。※p7にも児童担当の表記あり | ご意見の主旨を踏まえ、校正において修正します。 本計画の本文中の該当箇所は、修正させていただきます。 |
| 5 | — | — | | 骨子案目次 P4 | 上段から2行目 「どのような障害を持つか」について、表記として妥当ではないと考えます。例えば「障害があるか」の表記が望ましいと考えます。 | ご意見は参考とさせていただきます。 骨子案についてのご意見の為、本計画には記載がございません。 |
| 6 | — | — | | 骨子案目次 P7 | 「タイムリー」の表記について 多くの方が読むものであるから、平易な表現で記載した方がよいと思います。 | ご意見の主旨を踏まえ、校正において検討します。 |
| 7 | 1部 | 1章 | 1 | 計画全体 | (誤)子供の読書活動は… ⇒ 子どもの読書活動は… 計画案全体を通じて、「子供」は「子ども」に統一します。 | ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画では、文部科学省での公文書での「子ども」の表記を「子供」と統一する方針にならない、「子供」に統一し、固有名詞となるものは、ひらがなの「子ども」と使い分けをします。 |
| 8 | 1部 | 1章 | 1 | 第1部 第3次推進計画の基本的な考え方 第1章 計画策定の趣旨 | (誤)身に <u>着</u> けることによって ⇒ 身に <u>付</u> けることによって | ご意見のとおり、修正します。 |
| 9 | 1部 | 1章 | 1 | 第1部 第3次推進計画の基本的な考え方 第1章 計画策定の趣旨 | (誤)「自分と違った考え方への寛容性や <u>様々な文化の違いや考え方があるという多様性について、考えるきっかけを…</u> 」⇒ 「自分と違った考え方への寛容性や、 <u>様々な文化の違いや考え方があるという多様性について</u> 考えるきっかけを…」 | ご意見のとおり、修正します。 |
| 10 | 1部 | 1章 | 1 | 第1部 第3次推進計画の基本的な考え方 第1章 計画策定の趣旨 | 「その法律では、…」を以下のように修正します。 「同法9条の2では、「子どもの…ならない」と…。」(理由)法律のどの条文に規定されているのか明確にするため。また、法律の条文の引用の際には、「」で示すほうが良いと思います。 | ご意見の主旨を踏まえ、校正において検討します。 |
| 11 | 1部 | 1章 | 1 | 第1部 第3次推進計画の基本的な考え方 第1章 計画策定の趣旨 | 「○○○○○○○○」が目指す「読み聞かせのまち あげお」について、○○に入るべき言葉(文章)が不明確です。 | ご意見の主旨を踏まえ、校正において検討します。 |

第3次上尾市子どもの読書活動推進計画(案)に係る意見書及び回答

| No. | 部 | 章 | 頁 | 意見該当項目 | 意見 | 市の考え方(回答) |
|-----|----|----|----|--|---|--|
| 12 | 1部 | 1章 | 8 | 第1部 第3次推進計画の基本的な考え方 第1章 計画策定の趣旨 | P8で2020年度までの実施状況、P10で課題が述べられていますが、事実関係をもう少し正確に把握し、課題に挙げたほうが良いと考えます。 ○司書教諭、学校図書館支援員(P33注5)が中心となり、計画的な図書資料の整備・更新・充実、学校図書館のスペース拡張の検討、書架の購入 ＜教育総務課＞ 計画的な図書の購入等 各校の工夫による書架の並び替えや配架の変更(学校)計画的に書架整備を図った。とありますが、残念ながら、各学校の実態としては、たとえば中学校の数学の教師が「教員採用試験に有利になると思い、たまたま大学の時に講習を受け、司書教諭になった」ので、他に誰もいないので司書教諭になった(させられた)ケースもあります。また、司書教諭の資格を持ちながら公にしない「隠れ司書教諭」が存在するのも事実です。それは何よりも「ただでさえ忙しいのに、司書教諭になると、さらに校務が増えてしまうので、司書教諭にはなりたくない(しかもノーギャラ)」というのが本音だからです。必置職員であるにもかかわらず、学校現場ではこのような状況であることを認識すべきであり、「実施状況」としては、必ずしもプラス面だけではないことを課題として文章化すべきであると考えます。 また、書架については大変高価であることから、学校配当の備品購入費では購入が困難であり、学校によってはシルバー人材の用務員さんの手を借りたり、器用な教職員が手作りするケースもあります。つまり、「書架の購入」と簡単に記述できない実態があることを認識すべきであることから、課題として「図書用備品購入費の増額」などの文言が必要だと考えます。 | ご意見は、参考とさせていただきます。 |
| 13 | 2部 | 1章 | 14 | 第2部 推進のための具体的な取組 第1章 子供が読書に親しむための推進体制の整備・充実 | 育児に疲労や悩みを抱えた母親をサポートする取組はどうでしょうか。 | ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画でも子育て中の保護者に対して支援を図っていきたくと考えます。 |
| 14 | 2部 | 3章 | 21 | 第2部 推進のための具体的な取組 第3章 読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実 | 青少年に人気のあるライトノベル等を電子書籍版で提供して、利用アップと図書館への期待につなげていけるのではないかと思います。 | ご意見は、参考とさせていただきます。 青少年の読書離れについては、本計画でも課題とされているため、計画推進の中で取り組んで参ります。 |
| 15 | 2部 | 3章 | 23 | 第2部 推進のための具体的な取組 第3章 読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実 | 私立保育園の視野に入れてほしいです。 | ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画を推進する中で、要望の一つとして取り扱わせていただきます。 |
| 16 | 2部 | 3章 | 24 | 第2部 推進のための具体的な取組 第3章 読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実 | 上述のとおり、司書教諭の実態を考えると、残念ながら以下の文章の下線部については事実と異なります。「司書教諭が中心となり、教員、図書館支援員、学校応援団・ボランティアなどが連携・協力してそれぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図るよう努めています。」すなわち、この文章の最後の「図るよう努めています」を、「図るよう」にすべきですに変更します。また、教員の前に「校長」を挿入します。⇒「…中心となり、校長・教員、…」とします。 | ご意見は、参考にさせていただきます。 本計画を推進する中で連携を図って参ります。 |
| 17 | 2部 | 3章 | 24 | 第2部 推進のための具体的な取組 第3章 読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実 | 小・中学校とも「学校司書」が常駐し、授業に入ってブックトークができるようになってほしいです。 | ご意見は参考とさせていただきます。 中学校の学校司書の常駐については、教育行政の中で検討されるものと考えておりますが、ブックトークを行うことは積極的に支援して参りたいと考えます。 |
| 18 | 2部 | 4章 | 31 | 第2部 推進のための具体的な取組 第4章 子供の読書活動に関する啓発と情報提供の充実 | ティーンエイジャー専用ツイッターを作って発信してはどうですか。 | ご意見は参考とさせていただきます。 本計画を推進する中でさまざまなメディアを使って発信して参りたいと考えます。 |